

金融庁告示第 号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の二の二第一項（同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）及び第二十六条の五第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、金融庁長官が指定する有価証券を次のように定め、平成二十五年十一月 日から適用する。

平成二十五年 月 日

金融庁長官 畑中龍太郎

（借入れ有価証券の裏付けの確認等の対象となる有価証券）

第一条 金融商品取引法施行令（以下「令」という。）第二十六条の二の二第一項に規定する金融庁長官が指定する有価証券は、金融商品取引所が上場する有価証券とする。

2 令第二十六条の二の二第六項において準用する同条第一項に規定する金融庁長官が指定する有価証券は、店頭売買有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十号八に規定する店頭売買有価証券をいう。）とする。

3 令第二十六条の二の二第七項において準用する同条第一項に規定する金融庁長官が指定する有価証券は、前二項に定める有価証券とする。

(空売りに係る情報の提供等の対象となる有価証券)

第二条 令第二十六条の五第一項に規定する金融庁長官が指定するものは、前条第一項に定める有価証券とする。

2 令第二十六条の五第六項において準用する同条第一項に規定する金融庁長官が指定するものは、前条第一項に定める有価証券とする。